

令和3年度

事務事業評価シート

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
01	03	01	06	134270	乳幼児医療費助成事業費	
総合計画	分野	02	暮らし	政策	06 健康づくりの推進	
	施策	02	母子保健の推進			
目的	経済的負担の軽減					
対象	就学前の児童を持つ保護者					
意図	医療費を助成することにより、就学前の児童を持つ保護者の経済的負担が軽減され、児童の健康づくりが図られる。					
事業概要	乳幼児医療費助成 97,829千円 対象者 : 出生の日から就学前までの児童 給付額 : 一部負担金相当額(自己負担なし) 給付方法: 医療費助成分を控除して窓口支払する現物給付方式					
市民参加の有無	対象外					
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定	後援・協賛	補助・助成	委託
活動指標		単位	区分	R02	R03	R04
1	乳幼児医療費受給者証交付人数	人	計画	4,000.00	3,700.00	
			実績	3,814.00	3,646.00	
2	乳幼児医療費給付額	千円	計画	109,000.0	94,000.00	
			実績	87,069.00	97,829.00	
3			計画			
			実績			
成果指標		単位	区分	R02	R03	R04
1			目標			
			実績			
2			目標			
			実績			
3			目標			
			実績			
成果指標の達成度	-	目標値より高い	-	概ね目標値どおり	-	目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析(成果指標を設定しない場合は、その理由を記載)		
本事業は、疾病や負傷等により医療機関等を受診した際に生じる医療費の本人負担の全部又は一部を助成することにより、対象者の経済生活の安定を図ることを目的とした事業であるが、そもそも給付事業の発生は偶然に大きく左右されるものであり、また、給付人数や給付額等の大小により事業成果を測ることは非常に困難であることから、成果指標による評価には馴染まない。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	少子化及び景気低迷の社会情勢にあって、健康づくりを図るために、乳幼児の医療費を助成することは妥当である。
	妥当である	
	見直し余地がある	
有効性	成果の向上余地	対象者の把握については庁内関係部署と連携を図って漏れなく把握している。給付額については、所得制限と自己負担額を撤廃し、県要綱より拡大して給付している。また、平成28年8月より医療機関での窓口負担を軽減する「現物給付方式」が県内一斉に開始された。
	向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費は医療給付費であり、受給者の受診状況に応じた予算措置が必要である。医療費給付システムの活用、一部事務の外部委託、事務内容の見直し等を行っているが、毎月の給付を限られた期間内に正確に行うためには、現在の業務時間は削減できない。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある	
公平性	受益と負担の適正化余地	受給資格の認定等について、県要綱に準じて市の規則で定めている。少子化及び景気低迷の社会情勢にあって、健康づくりのために乳幼児の医療費を助成することは妥当である。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	
総合評価	今年度の振り返り	円滑かつ確実に助成を実施することで、就学前の児童を持つ保護者の経済的負担を軽減し、児童の健康づくりが図られた。
	次年度に向けて	就学前の児童の健康づくりを図るため、次年度も継続した事業を行う。

令和3年度  
事務事業評価シート 【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
01	03	01	06	134280	妊産婦医療費助成事業費	
総合計画	分野	02	暮らし	政策	06 健康づくりの推進	
	施策	02	母子保健の推進			
目的	経済的負担の軽減					
対象	妊産婦及びその配偶者等					
意図	医療費を助成することにより、妊産婦及びその配偶者の経済的負担が軽減され、妊産婦の健康づくりが図られる。					
事業概要	妊産婦医療費助成 12,173千円 対象者：妊娠5か月に達する月の初日から出産した翌月末までの者 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額 （非課税世帯は自己負担なし） 給付方法：医療費助成分を控除して窓口支払する現物給付方式					
市民参加の有無	対象外					
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定	後援・協賛	補助・助成	委託
活動指標		単位	区分	R02	R03	R04
1	妊産婦医療費受給者証交付人数	人	計画	200.00	200.00	
			実績	194.00	190.00	
2	妊産婦医療費給付額	千円	計画	19,000.00	16,000.00	
			実績	14,062.00	12,173.00	
3			計画			
			実績			
成果指標		単位	区分	R02	R03	R04
1			目標			
			実績			
2			目標			
			実績			
3			目標			
			実績			
成果指標の達成度	-	目標値より高い	-	概ね目標値どおり	-	目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析（成果指標を設定しない場合は、その理由を記載）		
本事業は、疾病や負傷等により医療機関等を受診した際に生じる医療費の本人負担の全部又は一部を助成することにより、対象者の経済生活の安定を図ることを目的とした事業であるが、そもそも給付事案の発生は偶然に大きく左右されるものであり、また、給付人数や給付額等の大小により事業成果を測ることは非常に困難であることから、成果指標による評価には馴染まない。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	少子化及び景気低迷の社会情勢にあって、健康づくりを図るために、妊産婦の医療費を助成することは妥当である。
	妥当である	
	見直し余地がある	
	妥当でない	
有効性	成果の向上余地	対象者の把握については庁内関係部署と連携を図って漏れなく把握している。給付額については県要綱より拡大して給付しており、現時点では向上の余地はない。また、平成28年8月より医療機関での窓口負担を軽減する「現物給付方式」が県内一斉に導入された。
	向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費は医療給付費であり、受給者の受診状況に応じた予算措置が必要である。医療費給付システムの活用、一部事務の外部委託、事務内容の見直し等を行っているが、毎月の給付を限られた期間内に正確に行うためには、現在の業務時間は削減できない。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある	
	どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	受益資格の認定や自己負担額について、県要綱に準じて市の規則で定めている。少子化及び景気低迷の社会情勢にあって、健康づくりのために妊産婦の医療費を助成することは妥当である。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	
	適正である	
総合評価	今年度の振り返り	円滑かつ確実に助成を実施することで、妊産婦及びその配偶者の経済的負担を軽減し、妊産婦の健康づくりが図られた。
	次年度に向けて	妊産婦の健康づくりを図るため、次年度も継続した事業を行う。

令和3年度

事務事業評価シート

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名		
01	03	02	01	134440	特定妊婦支援事業費		
総合計画	分野	02	暮らし	政策	06 健康づくりの推進		
	施策	02	母子保健の推進				
目的	特定妊婦を把握し、安心安全な妊娠・出産を迎え、一人孤立して育児に悩まないために、計画的に訪問や電話相談など必要な支援を行う。						
対象	支援の必要な妊婦						
意図	妊娠期から支援することにより、安心して出産し、子育て不安の軽減を図る。						
事業概要	特定妊婦支援 206千円 母子健康手帳交付時等に特定妊婦の把握を行い、必要な支援を行う。 (1)妊婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供 (2)効果的かつ継続的な支援のため、関係機関と連携し必要な支援の調整を図る。 (3)必要に応じた定期的な支援						
市民参画の有無	対象外						
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定	後援・協賛	補助・助成	委託	
活動指標			単位	区分	R02	R03	R04
1	妊娠届出者数	人	計画		570.00	550.00	
			実績		474.00	428.00	
2	特定妊婦認定者数	人	計画		45.00	45.00	
			実績		38.00	46.00	
3			計画				
			実績				
成果指標			単位	区分	R02	R03	R04
1	特定妊婦の訪問・相談件数	件	目標		80.00	80.00	
			実績		79.00	125.00	
2			目標				
			実績				
3			目標				
			実績				
成果指標の達成度		目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析（成果指標を設定しない場合は、その理由を記載）		
母子健康手帳交付時から、個々に保健師、助産師等の専門職が関わり、妊娠期からより支援が必要な特定妊婦を把握し、電話訪問や家庭訪問等で丁寧に関わることにより信頼関係を築きながら継続支援ができたことで、目標値を上回る実績となった。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	厚生労働省の子ども・子育て支援事業に基づく事業のため。
	妥当である	
	見直し余地がある	
	妥当でない	
有効性	成果の向上余地	母子健康手帳交付時や出生届時に訪問の周知を行い、出生後は電話連絡での訪問日の調整により訪問率の向上に努めているが、訪問指導による母親の育児不安の軽減のため更なる向上の余地がある。
	向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	専門職である助産師、保健師の相談支援に係る賃金と、使用するパンフレット、訪問指導車の維持費等であり、削減の余地はない。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある	
	どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	特定妊婦の認定基準により選定された、出産前から支援が必要な妊婦への支援であるため公平である。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	
総合評価	今年度の振り返り	母子健康手帳交付時から専門職が個々に対応することで、信頼関係を築きながら必要な支援を見極め、妊娠期から出産、子育て期まで関係機関と連携した切れ目のない支援を行うことができ、安心した子育てにつながることができた。
	次年度に向けて	今後も関係機関と連携しながら専門職による丁寧な支援を継続していく。

令和3年度

事務事業評価シート

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名		
01	04	01	02	144070	母子保健事業費		
総合計画	分野	02	暮らし	政策	06 健康づくりの推進		
	施策	02	母子保健の推進				
目的	安心安全な妊娠・出産を迎え、子どもの心身ともに健やかな成長と発達を支援するため、健康診査及び健康教室、相談支援、産後ケア等を実施する。						
対象	妊産婦及びその夫、各対象月齢の乳幼児、中学生						
意図	健康診査により疾病の早期発見・早期治療ができ、各種相談、教室で出産・育児の不安軽減を図る。学童等が命や健康の大切さを知る。						
事業概要	妊産婦・乳幼児健康診査及び相談 75,890千円 (1) 妊婦一般健康診査 一人14回、【拡充】15回目を対象、【新規】多胎妊婦は5回分の増 (2) 産後健康診査 一人2回(産後2週、1か月) (3) 乳幼児健康診査 (1か月児、4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児親子歯科、3歳児) (4) 新生児聴覚検査 子育て世代包括支援センター事業 4,153千円 相談支援員2人を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援 産前・産後サポート事業、産後ケア事業【拡充】14,478千円 市内NPO法人に業務を委託 産後ケア月2回分の増、産前・産後サポート月1回分の増 赤ちゃんふれあい体験教室 120千円 中学生と赤ちゃんのふれあい体験 8回/年						
市民参加の有無	対象外						
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定	後援・協賛	補助・助成	委託	
活動指標			単位	区分	R02	R03	R04
1	妊婦一般健康診査受診回数		回	計画	7,200.00	7,200.00	
				実績	5,510.00	5,144.00	
2	相談指導件数		件	計画	1,700.00	1,700.00	
				実績	1,666.00	1,099.00	
3				計画			
				実績			
成果指標			単位	区分	R02	R03	R04
1	3歳児健診における受診の割合		%	目標	100.00	100.00	
				実績	98.10	97.50	
2				目標			
				実績			
3				目標			
				実績			
成果指標の達成度		目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析(成果指標を設定しない場合は、その理由を記載)		
乳幼児健診の受診率は概ね98%以上であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、受診を延期している対象者が多く、受診率が過去2年間の実績を下回った。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	母子保健法に基づき実施している事業のため。
	妥当である	
	見直し余地がある	
	妥当でない	
有効性	成果の向上余地	健康な赤ちゃんを出産し安心して子育てできる環境づくりのため、各種健診や相談支援を強化する必要があることから相談の機会等工夫の余地がある。
	向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	母子健康手帳交付時から様々な機会を捉えて継続的に専門職による指導、支援が必要なことから人件費の削減はできない。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある	
公平性	受益と負担の適正化余地	母子保健法に基づき実施している。対象者全員に周知しており受益機会は公平である。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	
総合評価	今年度の振り返り	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、健診等を予定の日程で受診できずに延期する対象者が多かったが、日程調整や個別対応等、個々に応じた支援を欠かさず、もれなく受診できるよう働きかけた。また、感染予防対策を徹底し、健診等を中止することなく、安心して受診できるよう心がけた。
	次年度に向けて	関係機関との連携を強化し、コロナ禍においても切れ目のない支援により、妊娠・出産・子育ての孤独感や不安感の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを心がけるとともに、健診等の受診により、健やかな成長を支援する。

令和3年度  
事務事業評価シート 【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名		
01	04	01	02	144080	養育医療費助成事業費		
総合計画	分野	02	暮らし	政策	06 健康づくりの推進		
	施策	02	母子保健の推進				
目的	身体の発育が未熟なまま生まれ入院の必要な乳児が、生後速やかに養育に必要な医療を受けられるよう、養育医療の給付を行う。						
対象	身体の発育が未熟なまま生まれ、指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めた乳児の保護者						
意図	生後速やかに養育に必要な医療を受け、乳児の健やかな成長を図る						
事業概要	養育医療費助成事業 5,913千円 母子保健法に基づき養育のため入院治療を必要とする未熟児の保護者に対し、その養育に必要な医療給付を行う。						
市民参画の有無	対象外						
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定	後援・協賛	補助・助成	委託	
活動指標			単位	区分	R02	R03	R04
1	養育医療申請者数	人	計画	17.00	17.00		
			実績	15.00	13.00		
2			計画				
			実績				
3			計画				
			実績				
成果指標			単位	区分	R02	R03	R04
1			目標				
			実績				
2			目標				
			実績				
3			目標				
			実績				
成果指標の達成度	-	目標値より高い	-	概ね目標値どおり	-	目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析（成果指標を設定しない場合は、その理由を記載）		
養育医療給付の対象となる児がいる場合に実施するものであり、実績により成果を評価するものではない。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	母子保健法に基づき実施している事業のため妥当である。
	妥当である	
	見直し余地がある	
	妥当でない	
有効性	成果の向上余地	生後速やかに適正な医療を受け、保護者の経済的負担の軽減ができ有効である。
	向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	必要な医療を適切に受けるための医療給付であり、H25年度からの新規事業で従来の職員数で行っている。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある	
	どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	母子保健法に基づき事業を実施している。主治医の意見により必要な児に適切に行われている医療に対する給付である。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	
総合評価	今年度の振り返り	生後速やかに養育に必要な医療給付を行うことにより、乳児の健やかな成長を促すとともに、関係医療機関と情報共有しながら支援することで、退院後の育児についても切れ目なく支援することができた。また、保護者の経済的負担の軽減も図ることができた。
	次年度に向けて	関係医療機関と情報共有し、速やかに医療給付が行えるよう、引き続き実施する。

令和3年度

事務事業評価シート

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名			
01	04	01	02	144120	特定不妊治療費助成事業費			
総合計画	分野	02	暮らし	政策	06 健康づくりの推進			
	施策	02	母子保健の推進					
目的	経済的負担の軽減							
対象	法律上の婚姻又は事実婚にある夫婦で岩手県特定治療支援事業助成金の交付決定を受けた者（男性不妊治療含む）							
意図	特定不妊治療費の一部を助成することにより治療を受ける方の経済的負担が軽減され、治療を受けやすい環境づくりが図られる。							
事業概要	特定不妊治療費助成事業 6,561千円 補助金(特定不妊治療助成金)6,545千円、需用費(消耗品)12千円、役務費(通知書等郵便料)4千円 対象者：岩手県特定治療支援事業助成金の交付決定を受けた法律上の婚姻にある夫婦に加え、新たに事実婚にある夫婦並びに男性不妊治療も対象として拡大（令和3年1月1日以降に終了した治療が対象）49人 給付額：1回の申請につき、治療費から県助成金を控除した額の2分の1（上限10万円）であった額から、令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に県助成金を控除した額（上限10万円）に拡大 68件							
市民参画の有無	対象外							
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定	後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標			単位	区分	R02	R03	R04	
1	特定不妊治療助成金交付件数			人	計画	100.00	80.00	
					実績	66.00	68.00	
2	特定不妊治療助成金交付額			千円	計画	8,500.00	8,000.00	
					実績	5,750.00	6,545.00	
3	成果指標			単位	計画			
					実績			
1					目標			
					実績			
2					目標			
					実績			
3					目標			
					実績			
成果指標の達成度	-	目標値より高い	-	概ね目標値どおり	-	目標値より低い		

成果指標の達成度の要因分析（成果指標を設定しない場合は、その理由を記載）		
本事業は、特定不妊治療を受けた夫婦の治療費の一部を助成することにより、対象者の経済生活の安定を図ることを目的とした事業であるが、そもそも給付事業の発生は偶然に大きく左右されるものであり、また、給付人数や給付額等の大小により事業成果を測ることは非常に困難であることから、成果指標による評価には馴染まない。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	新たな治療法の確立等により特定不妊治療による出産の可能性が高まっているが、経済的理由により治療を諦めざるを得ない場合も多い。少子化対策の一環として、経済的負担の軽減を図ることは妥当である。
	妥当である	
	見直し余地がある	
	妥当でない	
有効性	成果の向上余地	対象者の把握は、中部保健所と連携しチラシを配置するなどしており、漏れのないようにしている。
	向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費の大部分は治療費に対する助成であり、対象者の状況に応じた予算措置が必要である。県助成金の対象となった者への上乗せ助成であるため、最低限の事務量であり、また、プライベートな事柄であり外部委託にはなじまない。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある	
	どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	県助成金が交付決定された者を対象としているものであり、支給資格や給付額については県要綱に準じて市の要綱を定めている。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	
	適正である	
総合評価	今年度の振り返り	円滑かつ確実に助成を実施することで、特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、特定不妊治療を受けやすい環境づくりが図られた。
	次年度に向けて	令和4年度から特定不妊治療が保険適用となるため、移行期に治療を受けている方の治療に支障が生じないよう、令和4年度の助成対象は令和3年度内に治療を開始し令和4年度に治療を終了する方としている。このため、当該助成事業は令和4年度で終了することとなるが、さらなる支援の必要性については保険適用の状況等を見ながら検討を進める。